

第40号議案 長崎市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正内容	1～2
2 税率改定後の各年度の収支見込（イメージ図）	3
3 モデルケースによる年税額の比較	4～5
4 被保険者数の状況	6
5 国保税の状況	7～8
6 保険給付費の状況	9
7 国保事業費納付金の状況	10
8 国保の財政状況	11～13
9 税率改定（諮問）に対する運営協議会からの答申	14～15
10 令和4年度国保税率等の改定前後の比較表	16
11 令和5年度国保税率等の改定前後の比較表	17
12 改定パターン検討資料	18
13 経営健全化への取り組み	19
14 条例改正における税率等の概要	20～22
15 条例新旧対照表	23～32
【参考データ】	
1 他都市の税率改定の動向	33
2 主要指標の他都市間の比較	34～35

市民健康部

令和4年2月



## 1 改正内容

### (1) 概要

国民健康保険事業の健全な運営を確保するため、国民健康保険税の課税額の算出の基礎となる所得割、均等割及び平等割の税率等を改定したいので、条例を改正しようとするもの。

#### 【税率改定の方法】

令和4年度と令和5年度の連続2か年度で段階的に実施する。

#### 【条例改正の内容】

- 第1条 ・現在の税率等から令和4年度の改定税率等へ変更する。
- 第2条 ・前条改正の令和4年度税率等から令和5年度改定税率等へ変更する。
- 第3条 ・令和3年11月議会議決の「長崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和3年長崎市条例第45号）」において定めた『未就学児のある世帯に対する令和4年度保険税（均等割）の軽減額』を、改定後の均等割により算定される軽減額へ変更する。
- その他の規定の整備
  - ・低所得者世帯に対する保険税（均等割、平等割）の軽減額を定めた規定等について、改定後の税率等（均等割、平等割）により算定される軽減額へ変更する。

#### 【一人当たり保険税(平均)の改定幅】

	改定前(a)	改定後(b)	差(b)-(a)	上昇率
令和4年度	88,596円	95,696円	7,100円	8.0%増
令和5年度	96,216円	98,916円	2,700円	2.8%増
合計	—	—	9,800円	10.8%増

### (2) 税率改定に係る基本的な方針等

#### ア 税率改定の必要性について

次の理由により、税率改定が必要であると考えたものである。

- (ア) 国保財政は赤字が常態化しており、令和3年度末で基金も皆無となる見込みであるため、現在のひっ迫した状況においては税率改定を行わなければ事業運営を維持していくことが困難であること。
- (イ) 税率改定を回避するなら、財源不足を補填するため一般会計からの繰入れ等が必要となるが、県単位化制度の施行以後、国において、決算補填目的の一般会計繰入れは計画的・段階的に解消すべきものとされていること、及び一般会計から繰り入れを行うことは国保被保険者以外の市民に負担を強いることとなるので原則行うべきでないこと。

#### イ 計画期間（収支の均衡を図る期間）について

次の理由により、税率を考える上での算定期間を令和4年度から令和6年度までの3年間とする。

- (ア) 出産育児一時金や葬祭費を保険給付費同様に納付金事業に組み込むことや保険税（料）水準の統一化に向けた県内協議が現在行われているが、制度変更の決定時期が現時点で不明瞭であることや、コロナ禍の中、今後の医療費の動向の見極めも難しい面があることから、計画期間を短期間（3年間）でとらえた方が精度が高いと判断したこと。
- (イ) コロナ禍がまだ完全収束していない状況においては、被保険者の税負担上昇を最大限軽減する必要があるため、短期間（3年間）での改定の方が負担感を抑えられること。

#### ウ 計画期間（3年間）における税率改定の実施方法について

計画期間における収支不足を解消するため、次の理由により令和4年度及び令和5年度の連続二か年度で段階的に税率改定を行う。

- (ア) 現時点でまだコロナ禍が完全に収束しておらず、所得減少などにより担税力の低下が懸念される現状にあっては、令和4年度で一気に税率を上げるよりも、1年当たりの増加率を抑えた2か年での段階的な引上げを行い、被保険者の税負担上昇を最大限軽減できる方法が望ましいこと。
- (イ) 現状においてワクチン接種率が高まってきていることや、今後、追加接種での更なる免疫向上や、新たな治療薬の登場も期待できることなど、さらにコロナ禍からの脱却に向けて状況が進展していくと思われ、また、国の中長期の経済見通しに関する資料などから、1年先の令和5年度は経済情勢も今以上に上向くことも期待できることから、被保険者の負担を分散させることを踏まえれば、2回目の税率改定も理解を得られやすいと判断したこと。

#### (3) 施行期日等

##### ア 第3条の規定 公布の日

※ 「長崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和3年長崎市条例第45号）」の施行日は令和4年4月1日であり、現時点で未施行であるため、当該条例の改正を行う、第3条の規定の施行日を公布の日とするもの。

##### イ 第1条の規定 令和4年4月1日（令和4年度以後の保険税について適用）

##### ウ 第2条の規定 令和5年4月1日（令和5年度以後の保険税について適用）

## 2 税率改定後の各年度の収支見込(イメージ図)

	R4年度	R5年度	R6年度
改定前	<p>歳入 歳出</p> <p>55億円</p> <p>赤字額5.5億円</p>	<p>歳入 歳出</p> <p>63億円</p> <p>赤字額6.3億円</p>	<p>歳入 歳出</p> <p>68億円</p> <p>赤字額6.8億円</p>
R4年度 税率改定 (1回目)	<p>6.2億円</p> <p>・改定総額 6.2億円 ・1人当り保険税増額 7,100円(+8.0%)</p>	-	-
1回目の改定後	<p>歳入 歳出</p> <p>61.2億円</p> <p>60.9億円</p> <p>※剰余金0.3億円</p>	<p>歳入 歳出</p> <p>66億円</p> <p>67.6億円</p> <p>赤字額0.6億円</p>	<p>歳入 歳出</p> <p>70億円</p> <p>71.7億円</p> <p>赤字額1.7億円</p>
R5年度 税率改定 (2回目)	-	<p>2.2億円</p> <p>・改定総額 2.2億円 ・1人当り保険税増額 2,700円(+2.8%)</p>	-
2回目の改定後	-	<p>歳入 歳出</p> <p>68.2億円</p> <p>67億円</p> <p>※剰余金1.3億円</p>	<p>歳入 歳出</p> <p>72.7億円</p> <p>72.4億円</p> <p>※剰余金0.3億円</p>

※上記、各年度の剰余金は翌年度の繰越金としてそれぞれ算入している。

3 モデルケースによる年税額の比較

(1) R4年税額の比較

(単位:円)

モデルケース		区分	現行税率の場合	改定後の税率の場合	負担増となる額
パターン1 (7割軽減)	【2人世帯(年金収入)】 (世帯主 70歳) 介護非該当 年金収入 150万円 所得 40万円  (配偶者 70歳) 介護非該当 年金収入 70万円 所得 0円	基礎課税分	20,400	22,300	1,900
		後期高齢者 支援金等分	7,700	7,700	0
		介護納付金分	0	0	0
		合計	28,100	30,000	1,900
パターン2 (5割軽減)	【2人世帯(年金収入)】 (世帯主 70歳) 介護非該当 年金収入 200万円 所得 90万円  (配偶者 70歳) 介護非該当 年金収入 70万円 所得 0円	基礎課税分	72,000	79,500	7,500
		後期高齢者 支援金等分	27,000	27,500	500
		介護納付金分	0	0	0
		合計	99,000	107,000	8,000
パターン3 (2割軽減)	【2人世帯(事業所得)】 (世帯主 63歳) 介護該当 事業所得 120万円  (配偶者 63歳) 介護該当 無収入	基礎課税分	116,700	128,800	12,100
		後期高齢者 支援金等分	43,800	44,500	700
		介護納付金分	35,500	37,800	2,300
		合計	196,000	211,100	15,100
パターン4 (軽減なし)	【3人世帯(給与所得)】 (世帯主 50歳) 介護該当 給与収入 300万円 所得 202万円  (配偶者 50歳) 介護該当 無収入  (子 20歳) 介護非該当 無収入	基礎課税分	221,500	244,800	23,300
		後期高齢者 支援金等分	83,100	84,600	1,500
		介護納付金分	58,800	63,000	4,200
		合計	363,400	392,400	29,000

## (2)R5年税額の比較

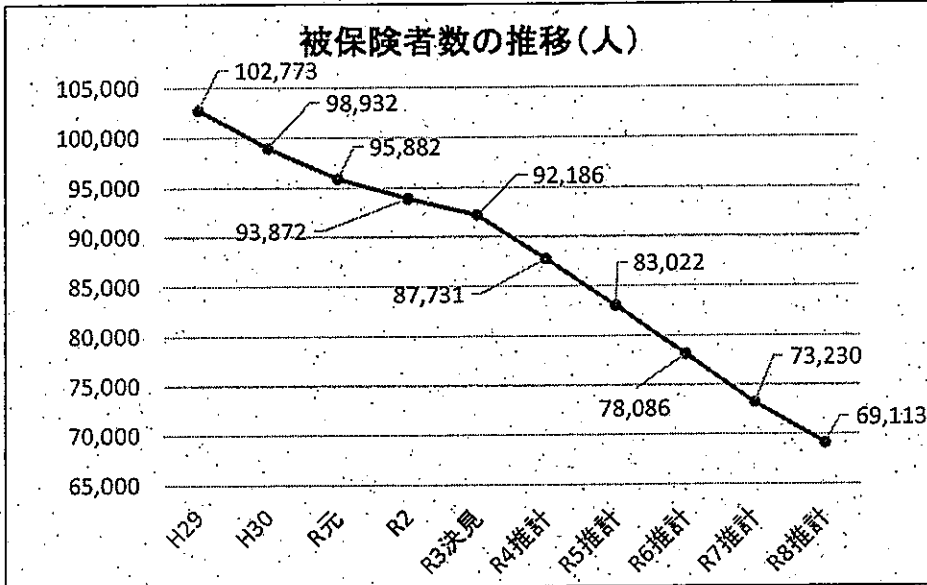
(単位:円)

モデルケース		区分	改定前の税率の場合	改定後の税率の場合	負担増となる額
パターン1 (7割軽減)	【2人世帯(年金収入)】 (世帯主 70歳) 介護非該当 年金収入 150万円 所得 40万円  (配偶者 70歳) 介護非該当 年金収入 70万円 所得 0円	基礎課税分	22,300	22,500	200
		後期高齢者 支援金等分	7,700	7,800	100
		介護納付金分	0	0	0
		合計	30,000	30,300	300
パターン2 (5割軽減)	【2人世帯(年金収入)】 (世帯主 70歳) 介護非該当 年金収入 200万円 所得 90万円  (配偶者 70歳) 介護非該当 年金収入 70万円 所得 0円	基礎課税分	79,500	81,300	1,800
		後期高齢者 支援金等分	27,500	28,600	1,100
		介護納付金分	0	0	0
		合計	107,000	109,900	2,900
パターン3 (2割軽減)	【2人世帯(事業所得)】 (世帯主 63歳) 介護該当 事業所得 120万円  (配偶者 63歳) 介護該当 無収入	基礎課税分	128,800	131,700	2,900
		後期高齢者 支援金等分	44,500	46,400	1,900
		介護納付金分	37,800	40,300	2,500
		合計	211,100	218,400	7,300
パターン4 (軽減なし)	【3人世帯(給与所得)】 (世帯主 50歳) 介護該当 給与収入 300万円 所得 202万円  (配偶者 50歳) 介護該当 無収入  (子 20歳) 介護非該当 無収入	基礎課税分	244,800	250,700	5,900
		後期高齢者 支援金等分	84,600	88,400	3,800
		介護納付金分	63,000	67,300	4,300
		合計	392,400	406,400	14,000

4 被保険者数の状況

長崎市国保の被保険者数は、人口減少や高齢化に伴う後期高齢者医療制度への移行などの影響で、年々減少している。

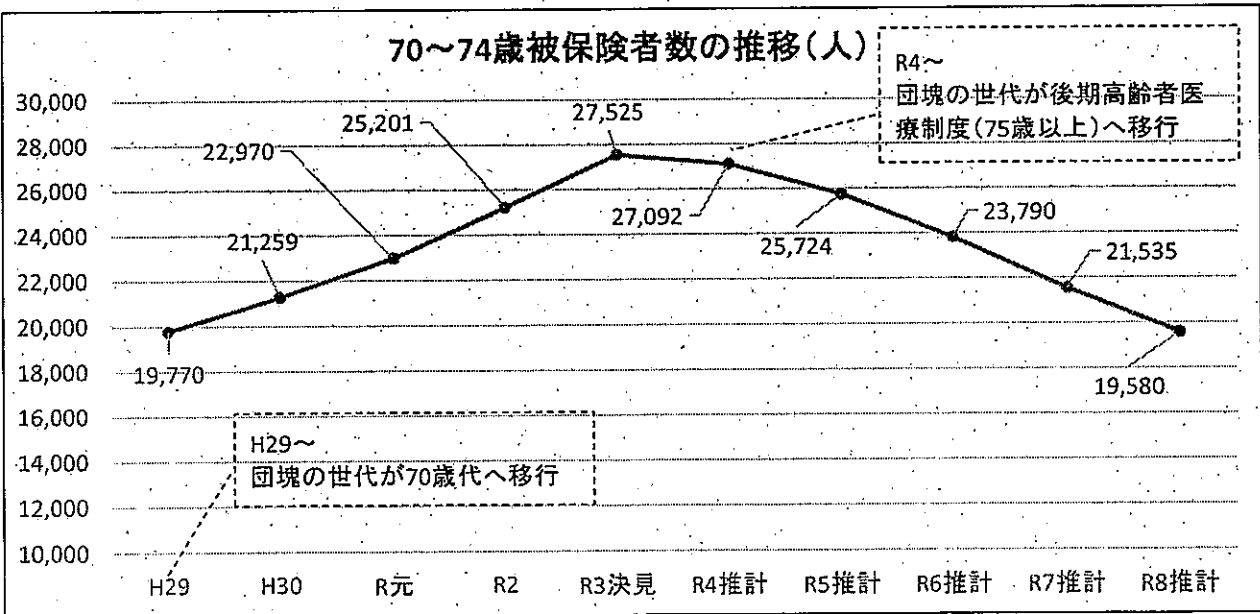
一方、被保険者のうち、70～74歳の被保険者数(下記グラフ参照)は、団塊の世代の影響により、R3年度まで増加し、その後、75歳に到達するR4年度から後期高齢者医療制度への移行により減少することが見込まれる。



(3月～2月の平均)	H29	H30	R元	R2	R3決見	R4推計	R5推計	R6推計
被保険者数(人)	102,773	98,932	95,882	93,872	92,186	87,731	83,022	78,086
一般被保険者数	101,167	98,328	95,765	93,871	92,186	87,731	83,022	78,086
退職被保険者数(※)	1,606	604	117	1	0	0	0	0
世帯数(世帯)	66,457	64,651	63,389	62,247	59,298	57,636	56,021	54,451

(3月～2月の平均)	R7推計	R8推計
被保険者数(人)	73,230	69,113
一般被保険者数	73,230	69,113
退職被保険者数(※)	0	0
世帯数(世帯)	52,926	51,443

※退職被保険者数は、退職者医療制度の廃止後(H26年度末廃止)、経過措置期間を経て、R3以降は対象者0人となっている。



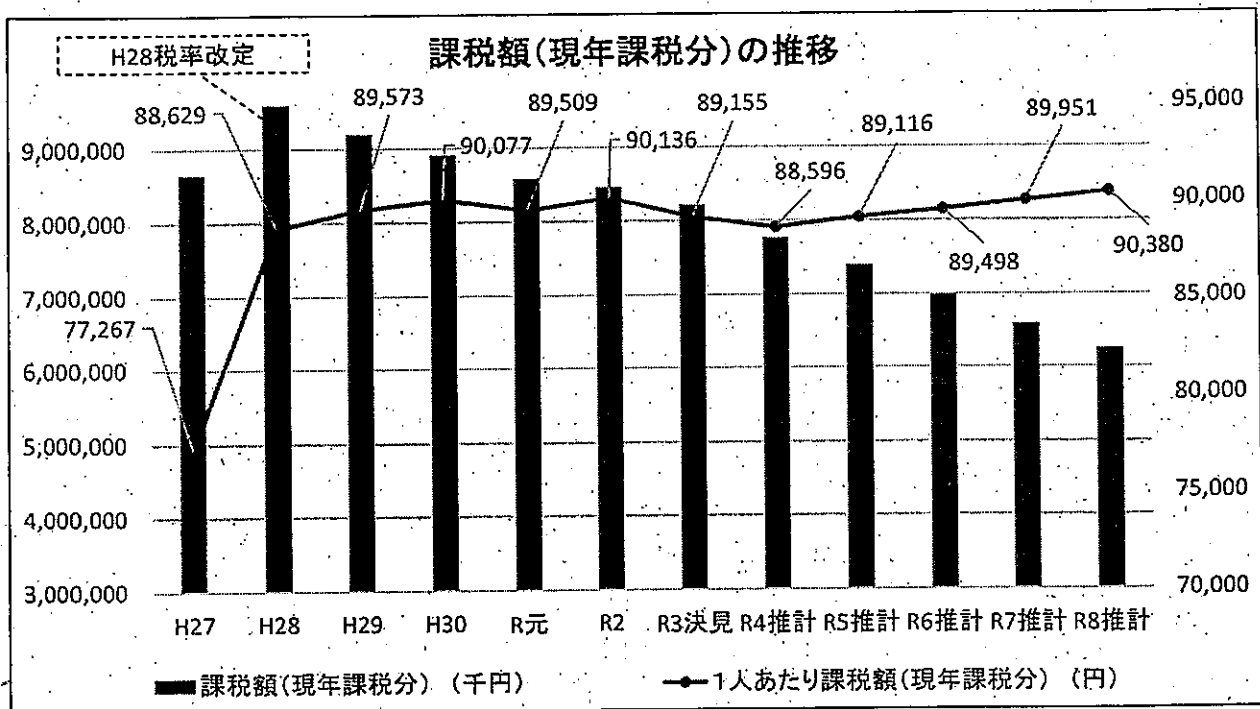
(3月～2月の平均)	H29	H30	R元	R2	R3決見	R4推計	R5推計	R6推計
70～74歳被保険者数(人)	19,770	21,259	22,970	25,201	27,525	27,092	25,724	23,790
割合	19.2%	21.5%	24.0%	26.8%	29.9%	30.9%	31.0%	30.5%

(3月～2月の平均)	R7推計	R8推計
70～74歳被保険者数(人)	21,535	19,580
割合	29.4%	28.3%



## 5 国保税の状況

### (1) 課税額の状況



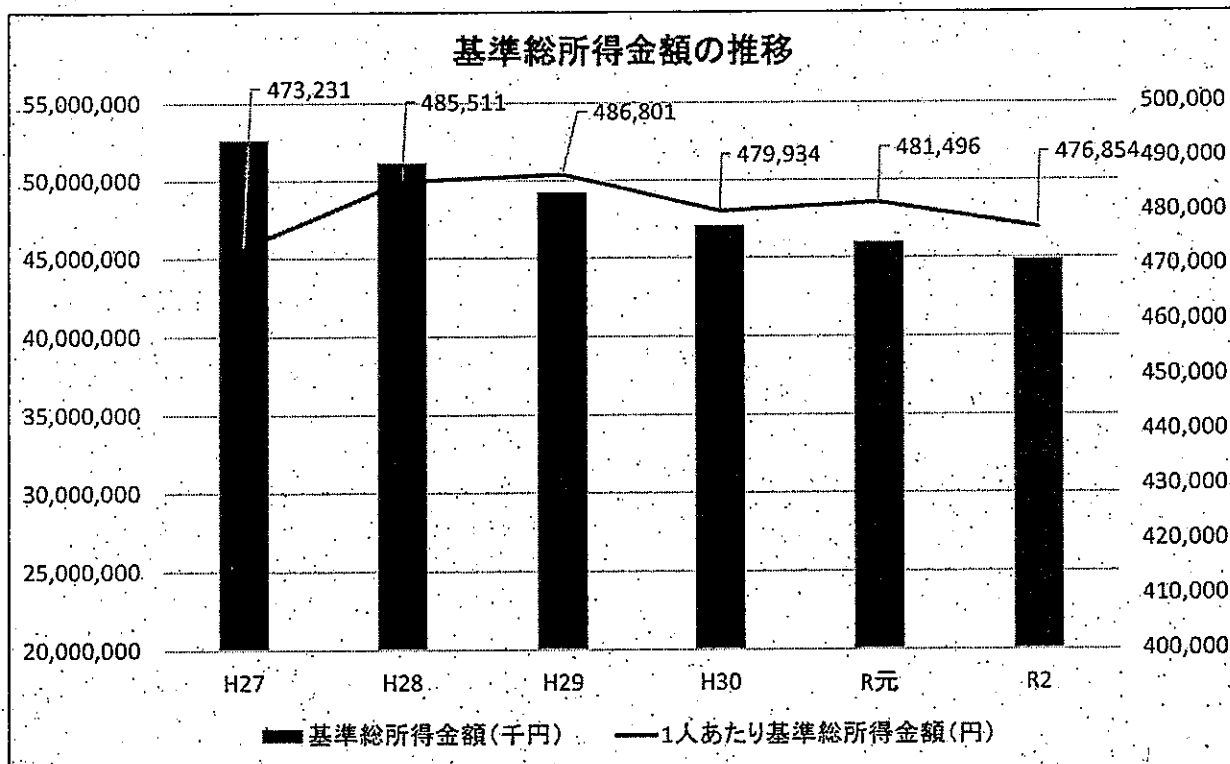
国保税の課税額は、H28年度の税率改定により、一旦は増加しているが、その後、被保険者数の減少などにより、年々減少傾向にある。

一方、1人あたり課税額は横ばい傾向となっており、R2実績で中核市62市中44位と低い状況である。

(現年課税分のみ)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3決見	R4推計
課税額 (千円)	8,656,734	9,596,341	9,205,681	8,911,490	8,582,277	8,461,209	8,218,875	7,772,616
1人あたり課税額 (円)	77,267	88,629	89,573	90,077	89,509	90,136	89,155	88,596
収納額 (千円)	7,859,076	8,714,270	8,413,161	8,185,100	7,866,738	7,816,891	7,598,661	7,201,995
1人あたり収納額 (円)	70,148	80,483	81,862	82,735	82,046	83,272	82,427	82,092

(現年課税分のみ)	R5推計	R6推計	R7推計	R8推計
課税額 (千円)	7,398,616	6,988,569	6,587,109	6,246,399
1人あたり課税額 (円)	89,116	89,498	89,951	90,380
収納額 (千円)	6,879,206	6,511,029	6,151,823	5,848,928
1人あたり収納額 (円)	82,860	83,383	84,007	84,628

(2) 所得額の状況

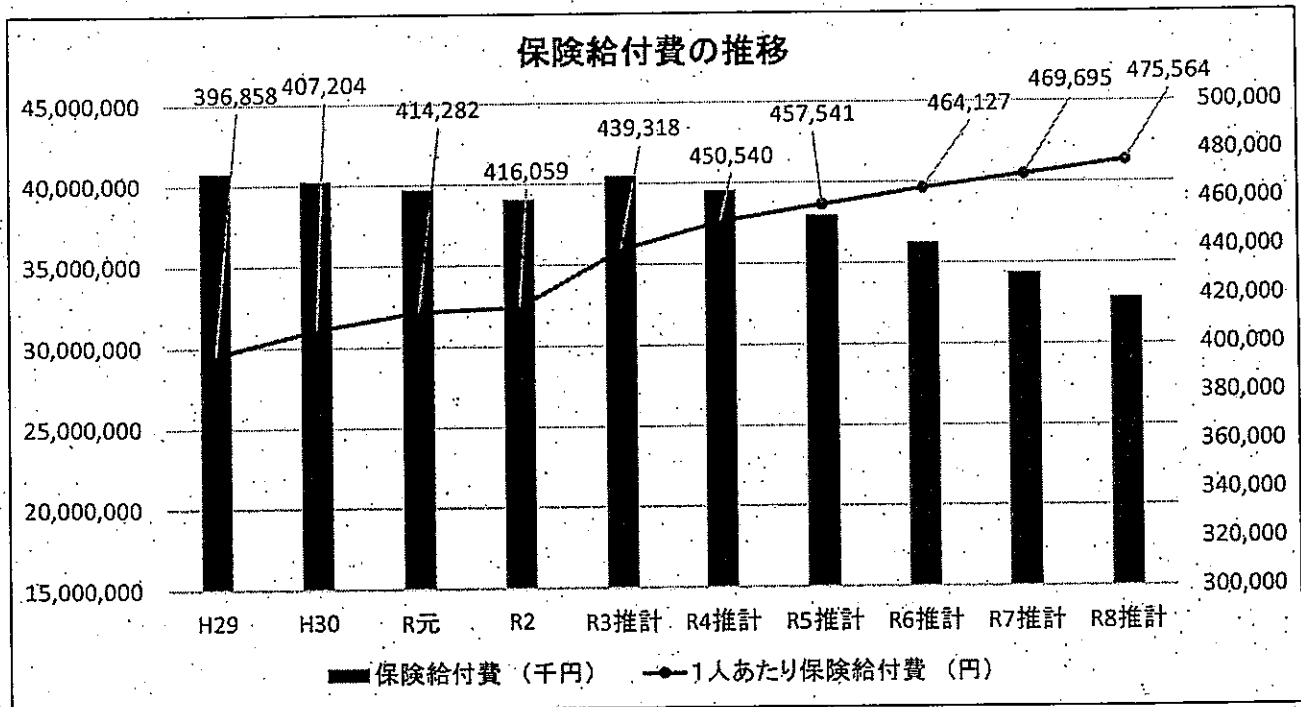


被保険者の基準総所得金額は、年々減少傾向にある。  
 一方、1人あたり基準総所得金額はほぼ横ばいの傾向で推移していた中、R2年はコロナ禍の影響により減少し、今後も減少が見込まれる。

	H27	H28	H29	H30	R元	R2
基準総所得金額(千円)	52,639,837	51,167,513	49,228,757	47,064,238	45,954,493	44,858,648
1人あたり基準総所得金額(円)	473,231	485,511	486,801	479,934	481,496	476,854

※保険基盤安定負担金申請時点(10月時点)

## 6 保険給付費の状況



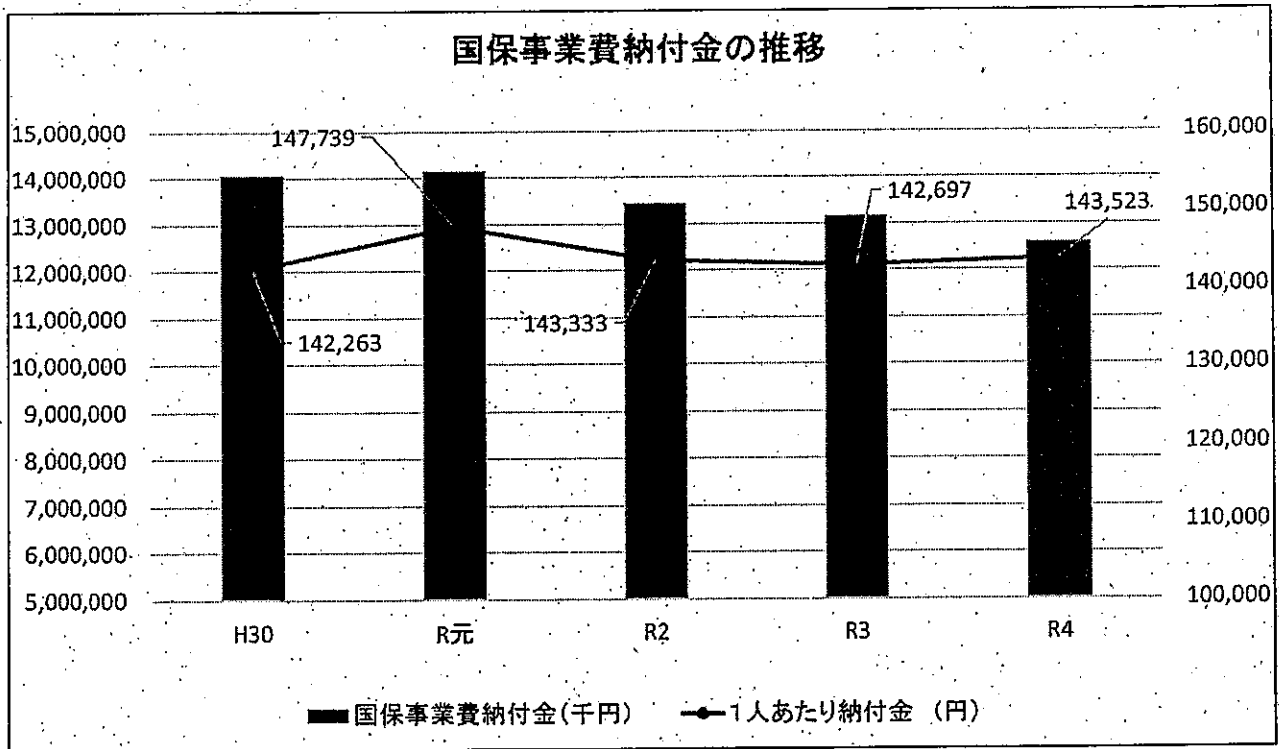
保険給付費総額は、被保険者数の減少により年々減少している。一方、1人あたり保険給付費は高齢者数の増加や医療の高度化などにより、年々増加傾向にあり、保険給付費を含む1人あたり医療費で見ると、R2実績で中核市62市中1位という状況である。

今後は、1人あたり保険給付費の高い70～74歳の被保険者数のピークをR3年度と見込んでおり、R4年度からは、団塊の世代が順次、後期高齢者医療へ移行し、70～74歳の保険給付費が大きく減少することにより、保険給付費総額も減少幅が大きくなることを見込まれる。

	H29	H30	R元	R2	R3決見	R4推計	R5推計	R6推計
保険給付費 (千円)	40,786,266	40,285,514	39,722,208	39,056,336	40,498,989	39,526,299	37,985,974	36,241,855
1人あたり保険給付費 (円)	396,858	407,204	414,282	416,059	439,318	450,540	457,541	464,127

	R7推計	R8推計
保険給付費 (千円)	34,395,790	32,867,663
1人あたり保険給付費 (円)	469,695	475,564

7 国保事業費納付金の状況

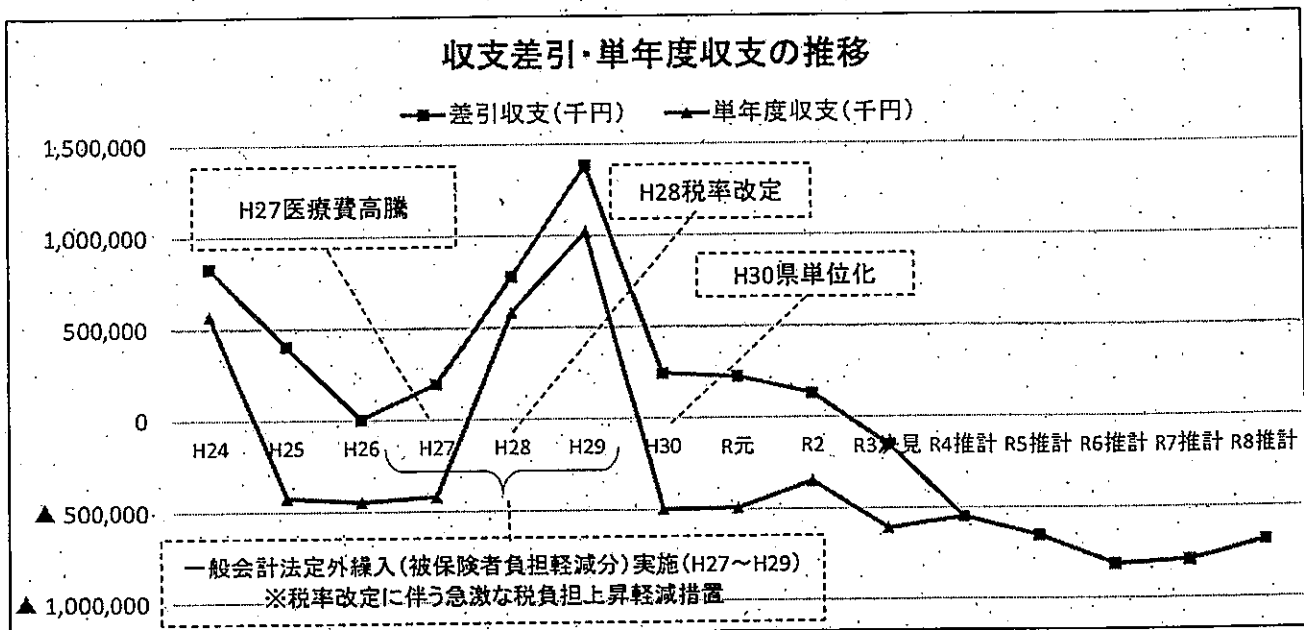


H30年度の県単位化により新たに導入された国保事業費納付金は、県が、全ての市町から収集した被保険者数や医療費等の情報及び、国から通知される係数(医療費指数、補助金係数等)をもとにシステムにより算定を行い、毎年11月に仮算定、翌年1月に本算定(確定)を行い、市町に通知する。

なお、納付金は前期高齢者交付金の精算行為(2年ごと)などにより各年において増減がある。

	H30	R元	R2	R3	R4 (本算定)
国保事業費納付金(千円)	14,074,348	14,165,536	13,454,950	13,154,645	12,591,437
1人あたり納付金(円)	142,263	147,739	143,333	142,697	143,523

8 国保の財政状況



(単位：千円)	H24	H25	H26	H27	H28 税率改定	H29	H30 県単位化
① 歳入総額	61,199,653	60,523,674	59,636,053	68,022,654	65,885,594	65,711,525	56,653,859
② ①のうち前年度からの繰越金	917,976	829,554	404,759	1,906	194,111	779,052	1,382,241
③ 歳出総額	60,370,099	60,118,915	59,634,147	67,828,543	65,106,542	64,329,284	56,409,739
④ 基金繰入金(取崩)	0	0	45,500	614,518	318	0	0
⑤ ③のうち基金積立金	658,233	0	955	830	318	416,608	639,451
⑥ 差引収支(①-③)	829,554	404,759	1,906	194,111	779,052	1,382,241	244,120
⑦ 単年度収支(⑥-④+⑤)	569,811	▲ 424,795	▲ 447,398	▲ 421,483	584,941	1,019,797	▲ 498,670
⑧ 基金年度末保有額	658,233	658,233	613,688	0	0	416,608	1,056,059

(単位：千円)	R元	R2	R3決見	R4推計	R5推計	R6推計	R7推計	R8推計
① 歳入総額	54,795,195	53,312,225	54,358,818	52,332,798	50,200,584	47,877,269	45,466,782	43,428,292
② ①のうち前年度からの繰越金	244,120	224,415	129,034	0	0	0	0	0
③ 歳出総額	54,570,779	53,183,191	54,512,333	52,882,838	50,854,216	48,689,696	46,258,902	44,112,536
④ 基金繰入金(取崩)	473,723	255,869	431,378	0	0	0	0	0
⑤ ③のうち基金積立金	55	217	104,639	0	0	0	0	0
⑥ 差引収支(①-③)	224,416	129,034	▲ 153,515	▲ 550,040	▲ 653,632	▲ 812,427	▲ 792,120	▲ 684,244
⑦ 単年度収支(⑥-④+⑤)	▲ 493,372	▲ 351,033	▲ 609,288	▲ 550,040	▲ 653,632	▲ 812,427	▲ 792,120	▲ 684,244
⑧ 基金年度末保有額	582,391	326,739	0	0	0	0	0	0

◆R2年度以前の財政状況

国保特別会計は、H25年度から単年度収支の赤字が続く中、H27年度の医療費の急増による財政悪化により、H28年度に税率改定を行っている。これにより、H28・29年度の単年度収支は黒字を維持したが、引き続き国保税収入の減や被爆者に係る国の特別調整交付金の減、1人あたり保険給付費の増(給付費の高止まり)などの要因により、H30年度の単年度収支は再び赤字となり、以降、赤字状態が続いている。

※R元・2年度の収支不足(赤字)は、財政調整基金からの繰入れにより補填した。

◆R3年度の財政見込

R3年度も赤字が見込まれたため税率改定を検討したが、コロナ禍による被保険者への影響などを考慮し、残る基金を全て充てた上で、なお不足する部分を一般会計から借り入れることとし、税率を据え置いた。

R3年度の決算見込は、基金を全額(431,378千円)取り崩しても収支不足が発生する見込みであり、県財政安定化基金からの借入れにより補填する予定である。

なお、県財政安定化基金からの借入れは無利子であり、借入額の返済については、借入年度の翌々年度(令和5年度)から原則3年以内で返済することとなっている。

【R3年度決算見込(R4年1月時点)】

(単位:千円)

歳入額(見込)		歳出額(見込)	
国民健康保険税	8,072,267	総務費	258,128
県支出金	41,416,138	保険給付費	40,498,989
一般会計繰入金	4,135,720	国保事業費納付金	13,154,644
基金繰入金	431,378	保健事業費	324,337
繰越金	129,034	基金積立金	104,639
その他収入	174,281	その他の支出	171,596
合計①	54,358,818	合計②	54,512,333
		差引(①-②)	△153,515

不足は県財政安定化基金からの借入れにより補填する予定である。

◆R4年度の財政見込

R4年度も、被保険者数の減少による保険税収入の減や、被爆者に係る特別調整交付金の皆減などの収入減、1人当たり保険給付費(国保事業費納付金)の増などの支出増が見込まれ、今回、県が示したR4年度納付金(本算定)をもとに国保会計の収支を試算した結果、R4年度も収支不足が見込まれる状況である。

【R4年度予算見込(R4年1月時点)】

(単位:千円)

歳入額(見込)		歳出額(見込)	
国民健康保険税	7,699,858	総務費	278,467
県支出金	40,416,645	保険給付費	39,526,299
一般会計繰入金	4,050,698	国保事業費納付金	12,591,437
基金繰入金	0	保健事業費	376,624
繰越金	0	基金積立金	1
その他収入	165,597	その他の支出	110,010
合計①	52,332,798	合計②	52,882,838
		差引(①-②)	△550,040

基金も皆無となり、充当可能財源なし。

※参考

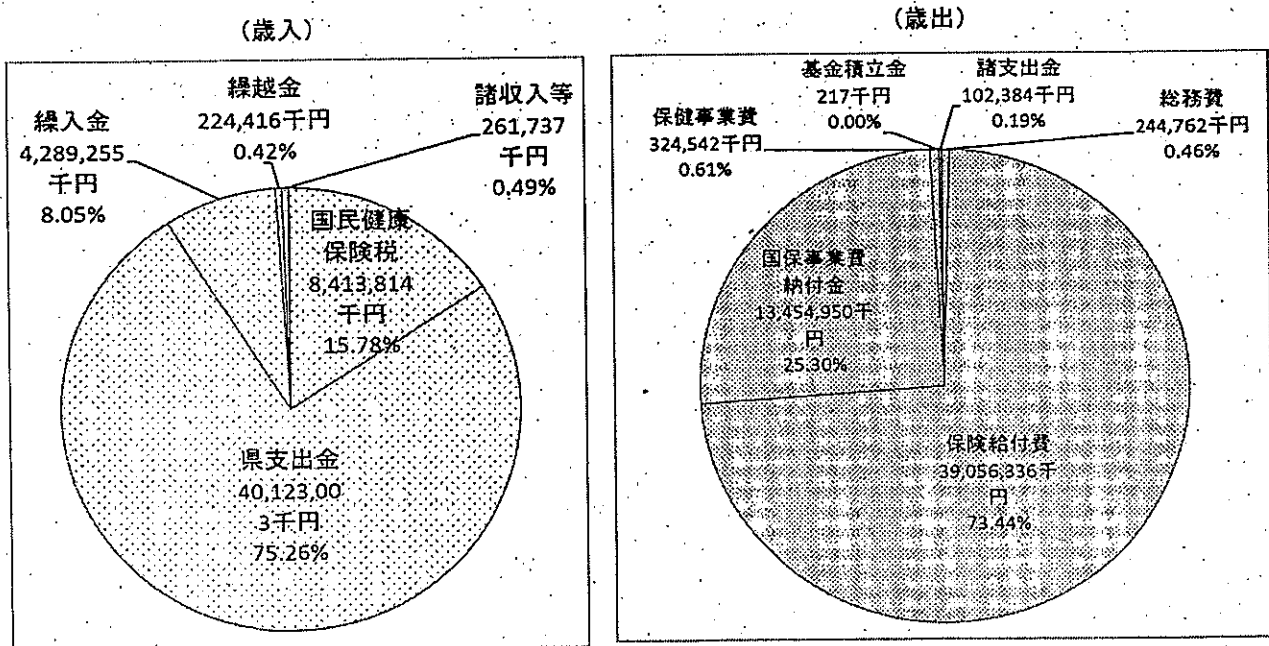
1 令和2年度決算の状況

(単位:千円)

歳 入				歳 出			
款 科 目	予算現額(A)	収入済額(B)	差引(B)-(A)	款 科 目	予算現額(A)	支出済額(B)	差引(A)-(B)
1 国民健康保険税	8,484,072	8,413,814	▲70,258	1 総務費	266,225	244,762	21,463
2 使用料及び手数料	5,255	4,986	▲269	2 保険給付費	40,524,555	39,056,336	1,468,219
3 国庫支出金	5,933	68,705	62,772	3 国保事業費納付金	13,454,952	13,454,950	2
4 県支出金	41,409,635	40,123,003	▲1,286,632	4 保健事業費	364,188	324,542	39,646
5 財産収入	388	217	▲171	5 基金積立金	388	217	171
6 繰入金	4,447,776	4,289,255	▲158,521	6 諸支出金	122,924	102,384	20,540
一般会計繰入金	4,091,907	4,033,386	▲58,521	7 予備費	9,835	-	9,835
<b>基金繰入金</b>	<b>355,869</b>	<b>255,869</b>	<b>▲100,000</b>				
7 繰越金	224,415	224,416	1				
8 諸収入	165,593	187,829	22,236				
合 計	54,743,067	53,312,225	▲1,430,842	合 計	54,743,067	53,183,191	1,559,876

○歳入総額(53,312,225千円)－歳出総額(53,183,191千円)＝収支差引額(129,034千円)  
 ○収支差引額(129,034千円)－基金繰入金(255,869千円)－繰越金(224,416千円)＋基金積立金(217千円)  
 ＝単年度収支額(▲351,034千円)

■令和2年度国保特別会計決算の歳入・歳出内訳グラフ



## 9 税率改定(諮問)に対する運営協議会からの答申

### 答 申

現在、長崎市の国保財政は赤字が常態化しており、令和3年度末で財政調整基金も皆無となる見込みなど、非常にひっ迫した状況にあり、税率改定を行わなければ事業運営を維持していくことが困難と考えられることから、国保財政の健全化を図るためには、税率改定により被保険者に一定の税負担を求めることも事情やむを得ないと判断する。

よって、長崎市国民健康保険被保険者に課税する国民健康保険税の税率等について、下記1のとおり改定することは妥当である。

なお、下記2の意見が出されたことを追記する。

### 記

#### 1 国民健康保険税の税率等について

##### (1) 基礎課税分

税率等	令和4年度	令和5年度
所得割率	9.00%	9.30%
均等割額	27,300円	27,700円
平等割額	19,800円	19,800円

##### (2) 後期高齢者支援金等分

税率等	令和4年度	令和5年度
所得割率	3.10%	3.30%
均等割額	9,500円	9,700円
平等割額	6,900円	6,900円

##### (3) 介護納付金分

税率等	令和4年度	令和5年度
所得割率	2.50%	2.70%
均等割額	9,100円	9,500円
平等割額	5,100円	5,400円



## 2 意見

- 所得は上がらないが、国保税は上がる。収納率向上など、保険者として努力しているのはわかるが納税者の立場としては空しい。
- 税率改定は事業運営上やむを得ないが、医療費が高いことについて分析などをしっかりと行い、長期的に財政健全化を図りながら、運営改善の努力をしてほしい。所得は上がらない中で、国保税が上がるといった状況を市民は不安に感じると思うので、今回の税率改定については、丁寧な説明をしてほしい。
- 病床数が多いという長崎市特有の状況が続く限りは医療費が高い状況は変わらない。財政状況が苦しい中での今回の改定はわかるが、増税により歳入を増やすというだけでなく、医療費適正化のための歳出抑制にもっと努力してほしい。
- 国保には低所得者が多く、増税されると生活を切り詰めるしかない。一般会計からの繰り入れにより保険税の上昇を抑えるべきだが、そうした補てんのための繰入れをしないというのは冷酷な対応である。国保は社会保障制度であるので、弱者優先のための財源として一般財源を最優先に活用するべきである。
- 長崎市は一人当たりの医療費が一番高いという状況の中で、医療費適正化により取り組むため、医療費が低い都市の調査（なぜ医療費が抑えられているのか）などもしてほしい。

1.0 令和4年度国保税率等の改定前後の比較表

(1) 基礎課税分

		改定前	改定後	増減	伸び率
税率等	所得割 (%)	8.10	9.00	0.90	11.1%
	均等割 (円)	24,800	27,300	2,500	10.1%
	平等割 (円)	18,400	19,800	1,400	7.6%
課税額 (千円)		5,295,532	5,840,890	545,358	10.3%
1人あたり課税額 (円)		60,361	66,577	6,216	10.3%
1世帯あたり課税額 (円)		85,615	94,432	8,817	10.3%

(2) 後期高齢者支援金分

		改定前	改定後	増減	伸び率
税率等	所得割 (%)	3.00	3.10	0.10	3.3%
	均等割 (円)	9,500	9,500	-	0.0%
	平等割 (円)	6,900	6,900	-	0.0%
課税額 (千円)		1,957,087	1,998,129	41,042	2.1%
1人あたり課税額 (円)		22,308	22,776	468	2.1%
1世帯あたり課税額 (円)		31,641	32,304	664	2.1%

(3) 介護納付金分

		改定前	改定後	増減	伸び率
税率等	所得割 (%)	2.30	2.50	0.20	8.7%
	均等割 (円)	8,700	9,100	400	4.6%
	平等割 (円)	4,900	5,100	200	4.1%
課税額 (千円)		519,997	556,487	36,490	7.0%
1人あたり課税額 (円)		5,927	6,343	416	7.0%
1世帯あたり課税額 (円)		8,407	8,997	590	7.0%

(4) 合計

		改定前	改定後	増減	伸び率
税率等	所得割 (%)	13.40	14.60	1.20	9.0%
	均等割 (円)	43,000	45,900	2,900	6.7%
	平等割 (円)	30,200	31,800	1,600	5.3%
課税額 (千円)		7,772,616	8,395,506	622,890	8.0%
1人あたり課税額 (円)		88,596	95,696	7,100	8.0%
1世帯あたり課税額 (円)		125,663	135,733	10,070	8.0%

※R4年度市町村標準保険料率

区分		基礎課税分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	合計
税率等	所得割 (%)	9.29	3.22	2.67	15.18
	均等割 (円)	27,756	9,712	9,466	46,934
	平等割 (円)	19,841	6,792	5,395	32,028

※「市町村標準保険料率」とは、国が指定する算定方式(3方式)や配分割合により算定市町ごとの保険料率の標準的な水準を表すもの(理論値)。

## 1.1 令和5年度国保税率等の改定前後の比較表

### (1) 基礎課税分

		改定前	改定後	増減	伸び率
税率等	所得割 (%)	9.00	9.30	0.30	3.3%
	均等割 (円)	27,300	27,700	400	1.5%
	平等割 (円)	19,800	19,800	-	0.0%
課税額 (千円)		5,565,915	5,684,383	118,468	2.1%
1人あたり課税額 (円)		67,041	68,468	1,427	2.1%
1世帯あたり課税額 (円)		90,504	92,430	1,926	2.1%

### (2) 後期高齢者支援金分

		改定前	改定後	増減	伸び率
税率等	所得割 (%)	3.10	3.30	0.20	6.5%
	均等割 (円)	9,500	9,700	200	2.1%
	平等割 (円)	6,900	6,900	-	0.0%
課税額 (千円)		1,879,824	1,953,200	73,376	3.9%
1人あたり課税額 (円)		22,642	23,526	884	3.9%
1世帯あたり課税額 (円)		30,567	31,760	1,193	3.9%

### (3) 介護納付金分

		改定前	改定後	増減	伸び率
税率等	所得割 (%)	2.50	2.70	0.20	8.0%
	均等割 (円)	9,100	9,500	400	4.4%
	平等割 (円)	5,100	5,400	300	5.9%
課税額 (千円)		542,334	574,649	32,315	6.0%
1人あたり課税額 (円)		6,532	6,922	389	6.0%
1世帯あたり課税額 (円)		8,819	9,344	525	6.0%

### (4) 合計

		改定前	改定後	増減	伸び率
税率等	所得割 (%)	14.60	15.30	0.70	4.8%
	均等割 (円)	45,900	46,900	1,000	2.2%
	平等割 (円)	31,800	32,100	300	0.9%
課税額 (千円)		7,988,073	8,212,232	224,159	2.8%
1人あたり課税額 (円)		96,216	98,916	2,700	2.8%
1世帯あたり課税額 (円)		129,889	133,534	3,645	2.8%

税率改定パターン(案)について

※前提条件: R5年度以降の納付金はR4年度納付金(本算定額)を反映後の見込値。

税率改定パターン		税率改定			改定方法及び影響	メリット	デメリット
		R4	R5	R6			
案1	1回(R4年度)での改定	●	-	-	<p>①R4年度に、R4～6年度(3か年)の収支均衡を図るための税率改定を行う。</p> <p>【影響額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改定総額 772,033千円</li> <li>一人当たり保険税 8,800円増(9.9%増)</li> <li>(改定前)88,596円 ⇒ (改定後)97,396円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画期間における全体の引上げ幅(9.9%)が一番小さい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引上げを単年で行うことにより、単年度で見た引上げ幅が最も大きくなる。</li> </ul>
案2	連続2ヶ年度(R4・5年度)での改定	●	●	-	<p>①R4年度にR4年度の収支均衡を図るための税率改定を行う。</p> <p>【影響額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改定総額 622,890千円</li> <li>一人当たり保険税 7,100円増(8.0%増)</li> <li>(改定前)88,596円 ⇒ (改定後)95,696円</li> </ul> <p>②R5年度にR5～6年度(2年間)の収支均衡を図るための税率改定を行う。</p> <p>【影響額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改定総額 224,159千円</li> <li>一人当たり保険税 2,700円増(2.8%増)</li> <li>(改定前)96,216円 ⇒ (改定後)98,916円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改定を2か年で実施することにより、単年度で見た引上げ幅が一番小さくなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画期間における全体の引上げ幅(10.8%)は大きくなる。</li> </ul>
案3	間に1年あけて2回(R4・6年度)での改定	●	-	●	<p>①R4年度にR4～5年度(2か年)の収支均衡を図るための税率改定を行う。</p> <p>【影響額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改定総額 675,529千円</li> <li>一人当たり保険税 7,700円増(8.7%増)</li> <li>(改定前)88,596円 ⇒ (改定後)96,296円</li> </ul> <p>②R6年度にR6年度の収支均衡を図るための税率改定を行う。</p> <p>【影響額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改定総額 265,492千円</li> <li>一人当たり保険税 3,400円増(3.5%増)</li> <li>(改定前)97,198円 ⇒ (改定後)100,598円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改定を2か年で実施することにより、単年度で見た引上げ幅は小さくなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画期間における全体の引上げ幅(12.2%)が一番大きくなる。</li> </ul>

国民健康保険制度の運営は、原則として、保険給付費や国保事業費納付金等の支出に対し、公費（国・県支出金）等の収入を除く全てを保険税で賄う必要がある。国保事業の適正かつ安定的な運営のため、増え続ける医療費の適正化及び負担の公平性、歳入確保の観点から収納率向上や各種補助金の獲得を目指し、国保財政の健全化に取り組んでいく。

### 医療費適正化対策

- (1) 特定健診受診率の向上
  - ・H30年度策定の長崎市データヘルス計画に基づき、R5年度末までに受診率36%以上を目指す。
  - ・テレビ・ラジオCM、パブリシティ、SNS、電車車体広告、新聞広告等による受診啓発の実施
  - ・受診率の低い年齢層や定年退職後新規加入者への個別受診勧奨
  - ・集団健診の土曜日・日曜日健診の実施及びがん検診とのセット検診の実施
  - ・近隣市町（時津町・長与町・西海市）との相互乗り入れ契約の締結
  - ・関係機関（県・国保連合会・保険者協議会等）と連携した周知・啓発事業
- (2) 生活習慣病の発症や重症化予防対策
  - ・長崎市データヘルス計画に基づき、特定保健指導率の向上を目指す。
  - ・糖尿病性腎臓病重症化予防事業の実施及び医師会への症例検討に係る事業委託
- (3) ジェネリック医薬品の普及促進
  - ・先発医薬品より安価なジェネリック医薬品の普及促進
  - ・慢性疾患による長期服用者に対する利用促進通知の発送
  - ・関係機関（県・国保連合会・保険者協議会等）と連携した周知・啓発事業
- (4) レセプト点検・第三者行為求償事務の強化
  - ・資格、内容点検の実施
- (5) 療養費の適正化
  - ・柔道整復療養費の適正化の実施
- (6) 適正受診・適正服薬対策
  - ・重複・多受診者への訪問指導
  - ・併用禁忌薬に係る通知事業
  - ・向精神薬の多量服薬者への指導

### 歳入確保

- (1) 収納率向上（国保税収増加）対策
  - ・滞納処分の強化
    - 財産調査の徹底と滞納処分の強化（預金、給与等債権の差押）
  - ・電話催告の強化
  - ・休日の納税相談の実施
  - ・高額滞納者対応の強化
    - 高額滞納者への折衝強化
  - ・滞納者への早期催告
  - ・平日・休日・夜間の電話による未納のお知らせ（業務委託）
  - ・分納額の増額指導（計画取組）
  - ・市民の利便性向上（コンビニ収納、ペイジー口座振替受付サービス、残高不足による口座振替不納にかかる再振替、モバイルレジ）
- (2) 国・県補助金の確実な確保
  - ・保険者努力支援制度における未得点指標の点数獲得による交付金確保
  - ・結核精神医療費に係る特別調整交付金や県2号繰入金等の国・県補助金確保

14 条例改正における税率等の改定内容

(1) 税率等の改正(令和4年度(改定案)が条例第1条、令和5年度(改定案)が条例第2条による改正)

基礎課税分		令和3年度(現行)	令和4年度(改定案)	令和5年度(改定案)
所得割率		8.10%	9.00%	9.30%
均等割額		24,800円	27,300円	27,700円
平等割額		18,400円	19,800円	同左
	平等割額(特定世帯)	9,200円	9,900円	同左
	平等割額(特定継続世帯)	13,800円	14,850円	同左
後期高齢者支援金等分		令和3年度(現行)	令和4年度(改定案)	令和5年度(改定案)
所得割率		3.00%	3.10%	3.30%
均等割額		9,500円	同左	9,700円
平等割額		6,900円	同左	同左
	平等割額(特定世帯)	3,450円	同左	同左
	平等割額(特定継続世帯)	5,175円	同左	同左
介護納付金分		令和3年度(現行)	令和4年度(改定案)	令和5年度(改定案)
所得割率		2.30%	2.50%	2.70%
均等割額		8,700円	9,100円	9,500円
平等割額		4,900円	5,100円	5,400円

※「特定世帯」とは、国保加入者が後期高齢者医療制度へ移行して国保被保険者でなくなったことにより、1人だけが国保に残った世帯であって、国保の資格を喪失した日の属する月(特定月)以後5年を経過する月までの間にある世帯をいう。基礎課税分及び後期高齢者支援金等分の平等割額が2分の1軽減される。

※「特定継続世帯」とは、特定世帯であって、特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過するまでの間にある世帯をいう。基礎課税分及び後期高齢者支援金等分の平等割額が4分の1軽減される。

## (2) 低所得者世帯に対する保険税軽減額(均等割、平等割)の改正

(令和4年度(改定案)が条例第1条、令和5年度(改定案)が条例第2条による改正)

## ア 7割軽減世帯の軽減額

基礎課税分		令和3年度(現行)	令和4年度(改定案)	令和5年度(改定案)
均等割額		17,360円	19,110円	19,390円
平等割額		12,880円	13,860円	同左
	平等割額(特定世帯)	6,440円	6,930円	同左
	平等割額(特定継続世帯)	9,660円	10,395円	同左
後期高齢者支援金等分		令和3年度(現行)	令和4年度(改定案)	令和5年度(改定案)
均等割額		6,650円	同左	6,790円
平等割額		4,830円	同左	同左
	平等割額(特定世帯)	2,415円	同左	同左
	平等割額(特定継続世帯)	3,623円	同左	同左
介護納付金分		令和3年度(現行)	令和4年度(改定案)	令和5年度(改定案)
均等割額		6,090円	6,370円	6,650円
平等割額		3,430円	3,570円	3,780円

## イ 5割軽減世帯の軽減額

基礎課税分		令和3年度(現行)	令和4年度(改定案)	令和5年度(改定案)
均等割額		12,400円	13,650円	13,850円
平等割額		9,200円	9,900円	同左
	平等割額(特定世帯)	4,600円	4,950円	同左
	平等割額(特定継続世帯)	6,900円	7,425円	同左
後期高齢者支援金等分		令和3年度(現行)	令和4年度(改定案)	令和5年度(改定案)
均等割額		4,750円	同左	4,850円
平等割額		3,450円	同左	同左
	平等割額(特定世帯)	1,725円	同左	同左
	平等割額(特定継続世帯)	2,588円	同左	同左
介護納付金分		令和3年度(現行)	令和4年度(改定案)	令和5年度(改定案)
均等割額		4,350円	4,550円	4,750円
平等割額		2,450円	2,550円	2,700円

ウ 2割軽減世帯の軽減額

基礎課税分		令和3年度(現行)	令和4年度(改定案)	令和5年度(改定案)
均等割額		4,960円	5,460円	5,540円
平等割額		3,680円	3,960円	同左
	平等割額(特定世帯)	1,840円	1,980円	同左
	平等割額(特定継続世帯)	2,760円	2,970円	同左
後期高齢者支援金等分		令和3年度(現行)	令和4年度(改定案)	令和5年度(改定案)
均等割額		1,900円	同左	1,940円
平等割額		1,380円	同左	同左
	平等割額(特定世帯)	690円	同左	同左
	平等割額(特定継続世帯)	1,035円	同左	同左
介護納付金分		令和3年度(現行)	令和4年度(改定案)	令和5年度(改定案)
均等割額		1,740円	1,820円	1,900円
平等割額		980円	1,020円	1,080円

(3) 未就学児のある世帯に対する保険税(均等割)の軽減額の改正  
 (令和4年度(改定案)が条例第3条、令和5年度(改定案)が第2条による改正)

◆未就学児に係る均等割額の軽減額(低所得者世帯に係る軽減適用後)

基礎課税分		令和3年度(現行)	令和4年度(改定案)	令和5年度(改定案)
7割軽減世帯		3,720円	4,095円	4,155円
5割軽減世帯		6,200円	6,825円	6,925円
2割軽減世帯		9,920円	10,920円	11,080円
軽減なし世帯		12,400円	13,650円	13,850円
後期高齢者支援金等分		令和3年度(現行)	令和4年度(改定案)	令和5年度(改定案)
7割軽減世帯		1,425円	1,425円	1,455円
5割軽減世帯		2,375円	2,375円	2,425円
2割軽減世帯		3,800円	3,800円	3,880円
軽減なし世帯		4,750円	4,750円	4,850円



15 長崎市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例（新旧対照表）

第1条、第3条関係（令和4年度の税率改定）

改正後	改正前
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第6条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の<u>9.0</u>を乗じて算定する。</p> <p>2〔略〕</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条 第5条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万7,300円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第8条 第5条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第11条及び第28条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第11条及び第28条において同じ。)以外の世帯 <u>1万9,800円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>9,900円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>1万4,850円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第9条 第5条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>3.1</u>を乗じて算定する。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第6条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の<u>8.1</u>を乗じて算定する。</p> <p>2〔略〕</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条 第5条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万4,800円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第8条 第5条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第11条及び第28条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第11条及び第28条において同じ。)以外の世帯 <u>1万8,400円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>9,200円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>1万3,800円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第9条 第5条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>3.0</u>を乗じて算定する。</p>

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第12条 第5条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.5を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第13条 第5条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,100円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第14条 第5条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,100円とする。

(保険税の減額)

第28条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第5条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第12条 第5条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.3を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第13条 第5条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について8,700円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第14条 第5条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について4,900円とする。

(保険税の減額)

第28条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第5条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万9,110円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額  
 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万3,860円  
 (イ) 特定世帯 6,930円  
 (ウ) 特定継続世帯 1万395円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,650円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額  
 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,830円  
 (イ) 特定世帯 2,415円  
 (ウ) 特定継続世帯 3,623円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,370円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,570円
- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万3,650円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額  
 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,900円  
 (イ) 特定世帯 4,950円

- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万7,360円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額  
 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万2,880円  
 (イ) 特定世帯 6,440円  
 (ウ) 特定継続世帯 9,660円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,650円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額  
 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,830円  
 (イ) 特定世帯 2,415円  
 (ウ) 特定継続世帯 3,623円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,090円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,430円
- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万2,400円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額  
 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,200円  
 (イ) 特定世帯 4,600円

(ウ) 特定継続世帯 7,425円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者  
支援金等課税額の被保険者均等割額 被保  
険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)  
1人について 4,750円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者  
支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げ  
る世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯  
3,450円

(イ) 特定世帯 1,725円

(ウ) 特定継続世帯 2,588円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均  
等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2  
項に規定する世帯主を除く。) 1人について  
4,550円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等  
割額 1世帯について 2,550円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山  
林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並  
びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者  
及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の  
数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給  
与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗  
じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特  
定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した  
金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に  
該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額  
の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項  
に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,  
460円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額  
の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に  
応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯  
3,960円

(イ) 特定世帯 1,980円

(ウ) 特定継続世帯 2,970円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者  
支援金等課税額の被保険者均等割額 被保  
険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)  
1人について 1,900円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者  
支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げ  
る世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯  
1,380円

(ウ) 特定継続世帯 6,900円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者  
支援金等課税額の被保険者均等割額 被保  
険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)  
1人について 4,750円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者  
支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げ  
る世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯  
3,450円

(イ) 特定世帯 1,725円

(ウ) 特定継続世帯 2,588円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均  
等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2  
項に規定する世帯主を除く。) 1人について  
4,350円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等  
割額 1世帯について 2,450円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山  
林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並  
びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者  
及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の  
数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給  
与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗  
じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特  
定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した  
金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に  
該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額  
の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項  
に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,  
960円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額  
の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に  
応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯  
3,680円

(イ) 特定世帯 1,840円

(ウ) 特定継続世帯 2,760円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者  
支援金等課税額の被保険者均等割額 被保  
険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)  
1人について 1,900円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者  
支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げ  
る世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯  
1,380円

(イ) 特定世帯 690円

(ウ) 特定継続世帯 1,035円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,820円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,020円

2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,095円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,825円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,920円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,650円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,425円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,375円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,750円

(イ) 特定世帯 690円

(ウ) 特定継続世帯 1,035円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,740円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 980円

2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,720円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,200円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,920円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12,400円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,425円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,375円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,750円

第2条関係（令和5年度の税率改定）

改正後	改正前
<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p>
<p>第6条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の<u>9.3</u>を乗じて算定する。</p>	<p>第6条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の<u>9.0</u>を乗じて算定する。</p>
<p>2〔略〕</p>	<p>2〔略〕</p>
<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p>
<p>第7条 第5条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万7,700円</u>とする。</p>	<p>第7条 第5条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万7,300円</u>とする。</p>
<p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p>
<p>第9条 第5条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>3.3</u>を乗じて算定する。</p>	<p>第9条 第5条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>3.1</u>を乗じて算定する。</p>
<p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援均等課税額の被保険者均等割額）</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援均等課税額の被保険者均等割額）</p>
<p>第10条 第5条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,700円</u>とする。</p>	<p>第10条 第5条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,500円</u>とする。</p>
<p>（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）</p>	<p>（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）</p>
<p>第12条 第5条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>2.7</u>を乗じて算定する。</p>	<p>第12条 第5条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>2.5</u>を乗じて算定する。</p>
<p>（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）</p>	<p>（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）</p>
<p>第13条 第5条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>9,500円</u>とする。</p>	<p>第13条 第5条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>9,100円</u>とする。</p>
<p>（介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額）</p>	<p>（介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額）</p>
<p>第14条 第5条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5,400円</u>とする。</p>	<p>第14条 第5条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5,100円</u>とする。</p>
<p>（保険税の減額）</p>	<p>（保険税の減額）</p>
<p>第28条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第5条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額</p>	<p>第28条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第5条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額</p>

して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1万9,390円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万3,860円

(イ) 特定世帯 6,930円

(ウ) 特定継続世帯 1万395円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 6,790円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,830円

(イ) 特定世帯 2,415円

(ウ) 特定継続世帯 3,623円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均

して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1万9,110円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万3,860円

(イ) 特定世帯 6,930円

(ウ) 特定継続世帯 1万395円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 6,650円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,830円

(イ) 特定世帯 2,415円

(ウ) 特定継続世帯 3,623円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均



等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,650円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,780円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万3,850円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,900円

(イ) 特定世帯 4,950円

(ウ) 特定継続世帯 7,425円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,850円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,450円

(イ) 特定世帯 1,725円

(ウ) 特定継続世帯 2,588円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,750円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,700円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給

等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,370円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,570円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万3,650円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,900円

(イ) 特定世帯 4,950円

(ウ) 特定継続世帯 7,425円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,750円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,450円

(イ) 特定世帯 1,725円

(ウ) 特定継続世帯 2,588円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,550円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,550円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給



与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,540円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,960円

(イ) 特定世帯 1,980円

(ウ) 特定継続世帯 2,970円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,940円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,380円

(イ) 特定世帯 690円

(ウ) 特定継続世帯 1,035円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,900円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,080円

2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,155円

与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,460円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,960円

(イ) 特定世帯 1,980円

(ウ) 特定継続世帯 2,970円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,900円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,380円

(イ) 特定世帯 690円

(ウ) 特定継続世帯 1,035円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,820円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,020円

2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,095円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,925 円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,080円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,850円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,455 円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,425 円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,880 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,850円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,825 円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,920円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,650円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,425 円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,375 円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,800 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,750円

【参考データ】

1 他都市の税率改定の動向(R3.12月時点)

中核市	R3年度改定(%)	R4年度改定(%)
函館市	引下げ	検討中
旭川市	引下げ	検討中
青森市	据置き	据置き
八戸市	据置き	検討中
盛岡市	据置き	据置き
秋田市	据置き	据置き
山形市	据置き	据置き
福島市	一部引上げ、一部引下げ	検討中
郡山市	据置き	検討中
いわき市	据置き	検討中
水戸市	据置き	検討中
宇都宮市	据置き	検討中
前橋市	据置き	据置き
高崎市	据置き	据置き
川越市	引上げ	据置き
川口市	据置き	据置き
越谷市	据置き	引上げ
船橋市	据置き	検討中
柏市	据置き	検討中
八王子市	引上げ	引上げ
横須賀市	一部引上げ、一部引下げ	引上げ
富山市	引下げ	据置き
金沢市	引下げ	検討中
福井市	据置き	引下げ
甲府市	据置き	検討中
長野市	据置き	検討中
松本市	据置き	引下げ
岐阜市	引下げ	検討中
豊橋市	据置き	引上げ
岡崎市	引上げ	検討中
豊田市	引上げ	引上げ
一宮市	据置き	検討中
大津市	引下げ	検討中
豊中市	引上げ	引上げ
吹田市	引下げ	検討中
高槻市	据置き	検討中
枚方市	引上げ	引上げ
八尾市	引上げ	検討中
寝屋川市	引上げ	引上げ
東大阪市	引上げ	検討中
姫路市	引上げ	引上げ
尼崎市	据置き	検討中
明石市	据置き	検討中
西宮市	引上げ	検討中
奈良市	引上げ	引上げ
和歌山市	据置き	据置き
鳥取市	引下げ	検討中
松江市	引下げ	検討中
倉敷市	据置き	据置き
呉市	一部引上げ、一部引下げ	検討中
福山市	引下げ	検討中
下関市	引下げ	検討中
高松市	据置き	据置き
松山市	据置き	検討中
高知市	据置き	引上げ
久留米市	据置き	検討中
長崎市	据置き	引上げ
佐世保市	引下げ	検討中
大分市	据置き	据置き
宮崎市	据置き	据置き
鹿児島市	据置き	据置き
那覇市	据置き	据置き
中核市62市	R3引上げ12市	R4引上げ12市

県内市	R3年度改定(%)	R4年度改定(%)
長崎市	据置き	引上げ
佐世保市	引下げ	検討中
島原市	引上げ	引上げ
諫早市	引下げ	検討中
大村市	据置き	据置き
平戸市	据置き	据置き
松浦市	引上げ	引上げ
対馬市	据置き	検討中
杵岐市	据置き	検討中
五島市	据置き	据置き
西海市	据置き	据置き
雲仙市	据置き	据置き
南島原市	据置き	据置き
県内13市	R3引上げ2市	R4引上げ3市

2 主要指標の他都市間の比較

(1)中核市(62市)

市名	R4改定後 課税額 (円)	順位
岡崎市	173,107	1
岐阜市	169,625	2
松本市	168,343	3
山形市	166,470	4
吹田市	165,697	5
豊田市	164,027	6
福井市	161,565	7
金沢市	161,326	8
高松市	161,288	9
豊橋市	159,865	10
甲府市	159,808	11
一宮市	156,091	12
高槻市	155,291	13
越谷市	153,918	14
川口市	153,679	15
水戸市	152,897	16
奈良市	152,503	17
大津市	152,271	18
西宮市	152,206	19
柏市	151,659	20
豊中市	151,485	21
宇都宮市	151,015	22
松江市	150,807	23
高崎市	150,314	24
八尾市	150,178	25
久留米市	149,971	26
枚方市	149,152	27
前橋市	148,557	28
宮崎市	146,077	29
八王子市	144,521	30
富山市	143,386	31
福山市	143,364	32
倉敷市	142,403	33
長野市	142,382	34
横須賀市	141,909	35
東大阪市	139,724	36
盛岡市	139,060	37
福島市	138,526	38
川越市	138,451	39
明石市	138,132	40
姫路市	137,502	41
大分市	136,469	42
高知市	136,421	43
船橋市	136,095	44
下関市	135,784	45
長崎市	135,228	46
鳥取市	135,059	47
和歌山市	135,002	48
佐世保市	134,246	49
呉市	133,898	50
郡山市	133,688	51
秋田市	130,702	52
いわき市	129,725	53
寝屋川市	129,663	54
八戸市	129,353	55
松山市	126,782	56
青森市	126,544	57
尼崎市	122,561	58
鹿児島市	122,162	59
那覇市	119,988	60
函館市	118,682	61
旭川市	118,385	62

※長崎市のR4改定後の1世帯当り  
課税額 135,733

市名	R4改定後 課税額 (円)	順位
岡崎市	109,760	1
吹田市	109,223	2
岐阜市	108,762	3
松本市	107,838	4
山形市	107,825	5
金沢市	107,742	6
福井市	107,626	7
高松市	106,730	8
甲府市	105,154	9
豊田市	102,941	10
松江市	102,188	11
川口市	102,122	12
越谷市	101,421	13
高槻市	101,182	14
西宮市	100,895	15
豊中市	100,691	16
柏市	99,955	17
豊橋市	99,702	18
一宮市	99,212	19
奈良市	98,810	20
水戸市	98,533	21
大津市	97,887	22
高山市	97,788	23
宇都宮市	97,606	24
枚方市	96,804	25
八王子市	96,413	26
八尾市	95,987	27
前橋市	95,593	28
高崎市	95,396	29
宮崎市	94,470	30
盛岡市	94,215	31
横須賀市	94,048	32
福山市	93,643	33
船橋市	93,301	34
久留米市	93,010	35
長野市	93,002	36
呉市	92,463	37
東大阪市	92,392	38
下関市	92,118	39
高知市	92,101	40
倉敷市	91,912	41
川越市	91,025	42
福島市	90,467	43
長崎市	90,136	44
明石市	89,804	45
大分市	89,707	46
佐世保市	88,258	47
秋田市	88,036	48
鳥取市	87,718	49
和歌山市	87,620	50
姫路市	87,589	51
八戸市	87,550	52
いわき市	87,126	53
郡山市	86,605	54
青森市	84,441	55
松山市	84,179	56
寝屋川市	84,154	57
函館市	83,713	58
尼崎市	83,450	59
旭川市	81,295	60
鹿児島市	80,948	61
那覇市	76,415	62

※長崎市のR4改定後の1人当り  
課税額 95,696

市名	R4改定後 課税額 (円)	順位
佐世保市	19.7	1
青森市	19.0	2
秋田市	18.9	3
函館市	18.8	4
下関市	18.8	5
宮崎市	18.6	6
大分市	18.4	7
旭川市	18.4	8
松山市	18.3	9
和歌山市	18.2	10
長崎市	18.1	11
高松市	17.7	12
呉市	17.6	13
鹿児島市	17.1	14
高知市	16.9	15
久留米市	16.9	16
鳥取市	16.7	17
松江市	16.7	17
いわき市	16.7	19
枚方市	16.6	20
福井市	16.3	21
福山市	16.3	22
松本市	16.3	23
甲府市	16.2	24
寝屋川市	16.2	25
八尾市	16.1	26
長野市	15.9	27
盛岡市	15.8	28
倉敷市	15.8	29
高槻市	15.8	30
姫路市	15.7	31
宇都宮市	15.7	32
岐阜市	15.4	33
金沢市	15.3	34
郡山市	15.3	35
福山市	15.3	36
大津市	15.1	37
奈良市	15.1	38
尼崎市	15.0	39
前橋市	14.9	40
八戸市	14.8	41
水戸市	14.6	42
山形市	14.4	43
富山市	14.4	44
明石市	14.3	45
横須賀市	14.2	46
一宮市	13.5	47
高崎市	13.4	48
豊橋市	13.2	49
越谷市	12.8	50
吹田市	12.8	51
東大阪市	12.4	52
川口市	12.3	53
岡崎市	12.2	54
西宮市	12.1	55
八王子市	11.9	56
船橋市	11.6	57
川越市	10.7	58
那覇市	10.1	59
豊中市	10.0	60
柏市	9.8	61
豊田市	9.7	62

※保険税(料)負担率=  
1人当たり課税額÷1人当たり基準総所得金額\*100

市名	R4改定後 課税額 (円)	順位
長崎市	482,846	1
下関市	470,091	2
呉市	463,415	3
鹿児島市	461,149	4
高知市	443,191	5
大分市	442,967	6
函館市	438,960	7
松江市	436,637	8
旭川市	435,577	9
秋田市	432,776	10
高松市	430,709	11
金沢市	415,531	12
倉敷市	412,553	13
高槻市	412,291	14
佐世保市	409,479	15
鳥取市	404,409	16
盛岡市	400,539	17
和歌山市	399,916	18
山形市	399,432	19
久留米市	399,035	20
枚方市	397,981	21
吹田市	397,662	22
松山市	396,769	23
尼崎市	391,296	24
東大阪市	391,106	25
明石市	390,430	26
豊中市	390,075	27
西宮市	389,603	28
岐阜市	389,320	29
八戸市	388,750	30
寝屋川市	387,264	31
八尾市	386,935	32
福井市	385,557	33
いわき市	384,901	34
姫路市	384,141	35
大津市	380,425	36
松本市	379,634	37
富山市	379,294	38
奈良市	378,618	39
長野市	376,378	40
横須賀市	375,915	41
福山市	371,739	42
宮崎市	370,926	43
青森市	370,423	44
那覇市	357,015	45
一宮市	354,818	46
宇都宮市	354,067	47
甲府市	353,286	48
高崎市	350,763	49
豊田市	348,480	50
郡山市	347,397	51
前橋市	345,568	52
福島市	342,920	53
川越市	338,250	54
越谷市	338,166	55
八王子市	337,371	56
岡崎市	332,884	57
柏市	331,784	58
豊橋市	331,286	59
船橋市	321,496	60
水戸市	313,719	61
川口市	304,423	62

(2) 県内市(13市)

市名	R2年度 1世帯当り 課税額(円)	順位
南島原市	197,331	1
島原市	192,756	2
雲仙市	188,006	3
諫早市	173,079	4
対馬市	154,998	5
西海市	153,471	6
大村市	148,080	7
杵岐市	146,033	8
平戸市	144,833	9
長崎市	135,228	10
松浦市	134,496	11
佐世保市	134,246	12
五島市	130,383	13

※長崎市のR4改定後の1世帯当り  
課税額 135,733

市名	R2年度 1人当り 課税額(円)	順位
島原市	110,613	1
諫早市	109,607	2
南島原市	104,758	3
雲仙市	101,039	4
西海市	96,248	5
大村市	94,025	6
対馬市	92,944	7
長崎市	90,136	8
平戸市	88,273	9
佐世保市	88,258	10
杵岐市	86,707	11
五島市	84,619	12
松浦市	83,932	13

※長崎市のR4改定後の1人当り  
課税額 95,696

市名	R2年度 保険料(料)負担率 (%)	順位
島原市	23.2	1
諫早市	21.4	2
南島原市	20.2	3
平戸市	20.1	4
佐世保市	19.7	5
杵岐市	18.6	6
長崎市	18.1	7
大村市	17.9	8
松浦市	17.8	9
雲仙市	17.8	10
五島市	17.7	11
西海市	17.4	12
対馬市	13.0	13

※保険料(料)負担率=  
1人当り課税額÷1人当り基準総所得金額\*100

市名	R2年度 1人当り 課税額(円)	順位
長崎市	482,846	1
諫早市	475,461	2
西海市	438,039	3
平戸市	437,138	4
大村市	433,067	5
松浦市	432,472	6
島原市	428,196	7
佐世保市	409,479	8
南島原市	407,103	9
対馬市	402,111	10
雲仙市	395,056	11
杵岐市	392,767	12
五島市	384,657	13